



シルバー 出水

第38号

編集発行 公益社団法人出水市シルバー人材センター 鹿児島県出水市平和町72 電話0996-63-0017



写真同好会 申元範行会員 撮影



令和6年度 出水市シルバー人材センター

安全標語 最優秀作品

朝礼で安全確認 もう一度

令和6年度 定時総会開催



理事長あいさつ

令和六年五月三十日、令和六年度定時総会がマールミュージックホールで開催されました。

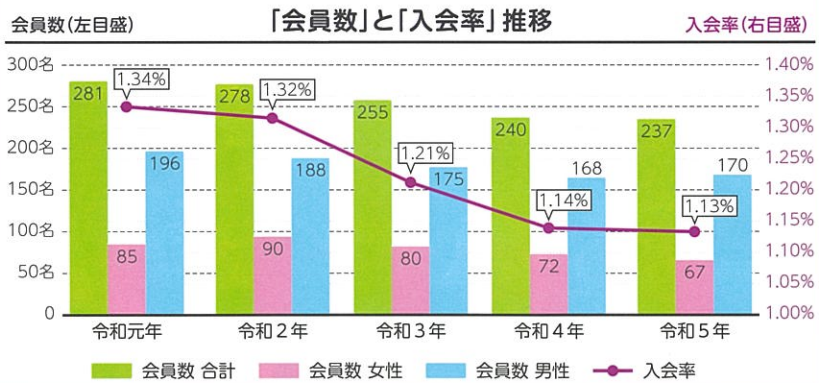
当日は来賓として、出水市副市長、出水市議会議長、出水公共職業安定所所長にご出席いただき、ご祝辞を賜りました。

議長に美原・六月田町班の戸田寛会員が選任され、提案のあった議題は全て、全会一致で承認されました。

また、在籍年数が十年、二十年、三十年の方々十七名に永年表彰を行いました。



会員表彰



令和5年度 事業実績

- 会員数【年度末】：237名 (男170名、女67名 (対前年度 △3名))
- 受託事業契約額：122,387千円 (対前年度 △14,715千円)
- 派遣事業契約額：20,522千円 (対前年度 +1,065千円)

令和6年度 努力目標

- 会員数：280名
- 就業率：92%
- 就業延人日：26,300人日
- 契約金額：157,000千円

シルバー親交会 定時総会

定時総会に引き続き、シルバー親交会の定時総会が開催されました。

戸田寛会員の議事進行のもと令和五年度の事業報告、収支決算報告並びに令和六年度の事業計画、収支予算案等の議案が承認されました。

昨年度は四年ぶりに、年末に交流懇親会を実施することができました。今年度も会員相互の親睦交流を深める行事や講習会が計画されており、より多くの会員が交流できることを望みます。



安全大会

七月四日、マルマエ音楽ホールで、令和六年度安全大会が開催されました。

加紫久利神社宮司による安全祈願のあと、今年度の安全標語入賞者の表彰が行われました。最優秀賞には武本第一班の児島祐二さん

が選ばれました。

交通安全教室では高齢者の安全運転の注意点、健康講座では熱中症の恐ろしさや予防、対処法を学びました。一人ひとりの安全に対する意識が高まった大会でした。



永年会員表彰の皆さん

永年シルバー事業にご貢献いただいていることに感謝申し上げます。

会員として20年在籍



吉野 勉
(江内班)



竹之下 幸吉
(西出水班)



坂本 静枝
(西出水班)

会員として30年在籍



渋谷 康雄
(上鯖淵第1班)

会員として10年在籍



平田 義明
(汐見福ノ江町班)



木下 健三
(境町・下鯖町班)



松本 登志男
(境町・下鯖町班)



渋谷 隆子
(上鯖淵第1班)



竹内 明夫
(大川内班)



松ヶ野 盛雄
(中部班)



前田 篤男
(中部班)



立花 千秋
(中部班)



麥生田 須美江
(五万石町班)



脇田 末栄
(西出水班)



山内 善行
(江内班)



高口 良彦
(江内班)



五代 峰子
(中部班)

※許可をいただいた方のみ掲載しています。

傘寿祝者表彰の皆さん

会員として3年以上在籍
80歳を迎えた会員の皆様



池田 溢子
(政所・大野原班)



長濱 チエ子
(武本第1班)



上野 泰江子
(五万石町班)



竹之下 幸吉
(西出水班)



福留 満
(北部第2班)



姥ヶ崎 善孝
(北部第2班)



※許可をいただいた方のみ掲載しています。



就業風景

女性会員の集い

12月14日、出水警察署の特殊詐欺についての講演と、お正月に向けたお花の寄せ植え教室を実施しました。各お花の特徴に加え、手入れのポイントも教えていただき、春先まで長くお花を楽しめる素敵な寄せ植えが完成しました。



高齢者ふれあいセンター自主事業 健康麻雀教室



2月9日講師の先生をお招きし、健康麻雀教室を開催しました。基本のルールも丁寧に教えていただけるので、初心者の方でも安心して楽しむことができました。



今後の技能講習会等 行事予定

<p>9月2日(月)</p>	<p>剪定作業 下半期予約受付開始【8:30より】 ■作業期間：令和6年10月～令和7年3月分まで</p>
<p>9月3日(火) ～5日(木)</p>	<p>剪定・整枝講習 ■受講料：無料 ■場所：出水市青年の家 ■定員：10名 ■応募期限：8月20日(火)</p>

※技能講習は会員に限らず参加自由です。興味のある方は ☎63-0017 へご連絡をお待ちしております。
 ※日程等詳細については、ホームページからご確認いただけます。

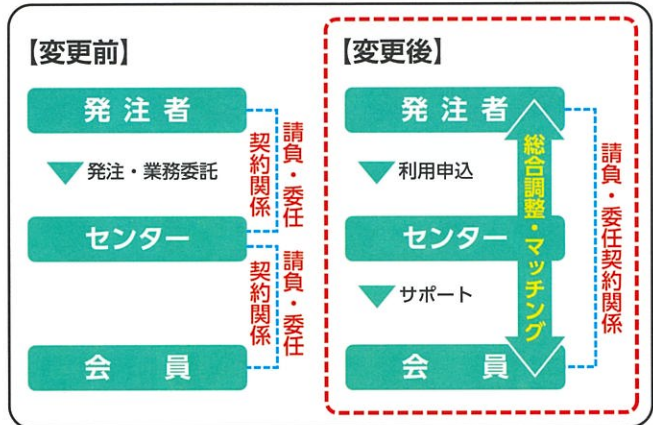
シルバー人材センターからのお知らせ

■シルバー人材センターの業務委託 契約関係を見直します

令和6年11月1日に「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(以下「フリーランス法」という)が施行されます。

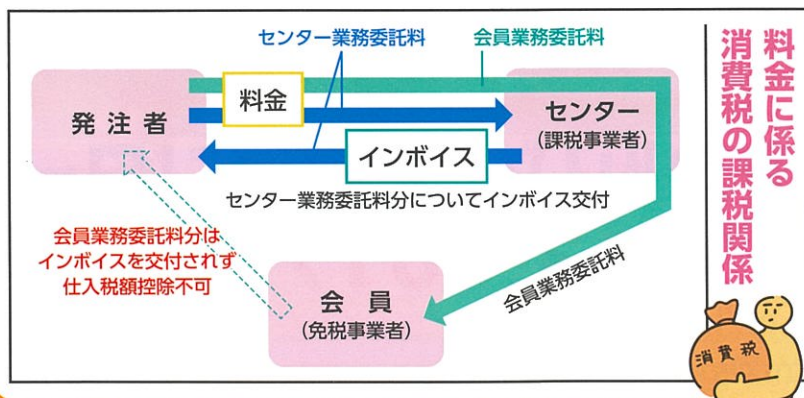
フリーランス(個人事業主)に位置づけられるシルバー会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要から、国においてシルバー人材センター業務委託契約の見直し方針が示されました。

当センターでは、令和7年4月以降の契約から、契約方法の見直しを予定しています。



■発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。
【新】センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。※下図参照



消費税に係る消費税の課税関係



詳細はHPよりご確認ください

